

第1回定例会議事日程（第4号）

- 第 1 議案第 2 号 いちき串木野市動物の愛護及び管理に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 3 号 いちき串木野市附属機関条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 4 号 いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 5 号 串木野高齢者福祉センター等の指定管理者の指定について
- 第 5 国特予算議案第 3 号 令和 5 年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 介特予算議案第 4 号 令和 5 年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 後特予算議案第 3 号 令和 5 年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 議案第 6 号 いちき特産品直売所の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第 7 号 大里農産加工センターの指定管理者の指定について
- 第 10 議案第 8 号 冠嶽園の指定管理者の指定について
- 第 11 議案第 9 号 串木野体育センター及び長崎鼻公園ソフトボール場の指定管理者の指定について
- 第 12 議案第 10 号 川上運動広場の指定管理者の指定について
- 第 13 議案第 11 号 市来弓道場の指定管理者の指定について
- 第 14 議案第 12 号 B & G 海洋センターの指定管理者の指定について
- 第 15 議案第 13 号 いちき串木野市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 16 予算議案第 8 号 令和 5 年度いちき串木野市一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 17 議案第 14 号 いちき串木野市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 第 18 議案第 15 号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 19 議案第 16 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 20 議案第 17 号 いちき串木野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 21 議案第 18 号 いちき串木野市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 22 議案第 19 号 いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 23 議案第 20 号 いちき串木野市重度心身障害者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 24 議案第 21 号 いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 25 議案第 22 号 いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 26 議案第 23 号 市道の認定について

- 第27 議案第24号 いちき串木野市漁港管理条例及びいちき串木野市串木野フィッシャリーナ浮き桟橋条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第25号 いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議案第26号 いちき串木野市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 予算議案第1号 令和6年度いちき串木野市一般会計予算
- 第31 国特予算議案第1号 令和6年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算
- 第32 介特予算議案第1号 令和6年度いちき串木野市介護保険特別会計予算
- 第33 後特予算議案第1号 令和6年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算
- 第34 水道予算議案第1号 令和6年度いちき串木野市水道事業会計予算
- 第35 下水道予算議案第1号 令和6年度いちき串木野市下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員 15名

| | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 田畑和彦君 | 10番 | 濱田尚君 |
| 2番 | 西田憲智君 | 11番 | 東育代君 |
| 3番 | 高木章次君 | 12番 | 竹之内勉君 |
| 4番 | 江口祥子君 | 13番 | 下迫田良信君 |
| 6番 | 松崎幹夫君 | 14番 | 原口政敏君 |
| 7番 | 田中和矢君 | 15番 | 福田清宏君 |
| 8番 | 中村敏彦君 | 16番 | 中里純人君 |
| 9番 | 大六野一美君 | | |

欠席議員 1名

5番 吉留良三君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | | | | | |
|---|---|-------|---|---|-----------|
| 局 | 長 | 石元謙吾君 | 主 | 査 | 神 藺 敦 子 君 |
| 補 | 佐 | 岩下敬史君 | 主 | 査 | 福 谷 和 也 君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|-----------|---|--------|-------------|-------------|
| 市 | 長 | 中屋謙治君 | 財 政 課 長 | 立 野 美 恵 子 君 |
| 副 市 | 長 | 出水喜三彦君 | 市 来 支 所 長 | 橋 口 昭 彦 君 |
| 教 育 | 長 | 相良一洋君 | 教 育 総 務 課 長 | 吉 永 康 彦 君 |
| 総 務 課 | 長 | 岡田錦也君 | 消 防 長 | 下 池 裕 美 君 |
| 企 画 政 策 課 | 長 | 山崎達治君 | 都 市 建 設 課 長 | 吉 見 和 幸 君 |

△開 議

○議長（中里純人君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1～日程第16

議案第2号～予算議案第8号一
括上程

○議長（中里純人君） それでは、日程第1、議案第2号から日程第16、予算議案第8号までを一括して議題とします。

初めに、総務厚生委員長の報告を求めます。

[総務厚生副委員長西田憲智君登壇]

○総務厚生副委員長（西田憲智君） おはようございます。本日、吉留委員長が欠席のため、副委員長の私、西田憲智が委員長報告をさせていただきます。

私ども総務厚生委員会に付託されました令和5年度関係議案は、単行議案4件、予算議案4件の計8件であります。

去る2月21日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第2号いちき串木野市動物の愛護及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、人と動物の共生する社会の実現のため、必要な事項を定めようとするものであります。

説明によりますと、条例の内容の主なるものは、まず、条例第2条、第3条で市・市民の責務を定めております。市は、関係行政機関・団体・市民と協力し、必要な施策の実施に努めることとし、市民は市の施策に協力するよう努めると規定しております。

次に、第4条から第7条で飼い主の遵守事項を定めております。犬の飼い主の遵守事項についてを第6条で、猫の飼い主の遵守事項について第7条で規定しております。

次に、第8条で飼い主のいない猫との関わりを定めております。飼い主のいない猫に関して、また、

地域猫活動の実施について規定しております。

次に、第9条から第12条で指導・改善勧告・改善命令・公表について定めております。規定を遵守していない者への対応として、必要な措置を実施するよう指導、必要な措置を講ずるよう勧告、勧告に従うよう命令、命令に従わない旨の公表を行うことができることについて規定しております。

その他、令和6年度から開始予定の地域猫活動団体への補助制度については、第13条において対応するとのことであります。

審査の中で、地域猫活動に対する考え方について質したところ、現在、正式に活動している団体はないが、この条例の制定により、地域猫活動を市として推進していきたい。将来的には、飼い主のいない猫がいなくなることを目指したいとの答弁であります。

また、活動団体への補助制度を個人で飼育している人が意図的に利用することも考えられるのではないかと質したところ、地域猫活動に関しては、地元の理解を得た上でという条件をつけている。申請者だけではなく、その周辺の方々にも話をした上での活動になる。事前に報告をしていただくこととしており、個人の猫を補助対象とするのは申請の段階で難しいと考えるとの答弁であります。

さらに、地域猫活動団体をどう広げていくのかと質したところ、現在、餌やり活動をしている地区を中心に、活動の周知を図りながら、市内全域に団体ができることを目指したいとの答弁であります。

その他、委員の中から、第8条の飼い主のいない猫に関するものがこの条例の中心なので、地域猫活動団体への補助制度等については、別途、要綱で定めるのではなく、第8条の中にはっきりと明記してもよかつたのではないかと意見が述べられたのであります。

本案は、採択の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号いちき串木野市附属機関条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、組織機構の見直しに当たり、体育施設を市長部局から教育委員会へ移管するため、所要の改

正をしようとするものであります。

説明によりますと、改正の主なる内容は、先の令和5年12月定例会に提案して議決された行政組織条例の一部改正において、市長部局のシティセールス課が所管していたスポーツ部門を教育委員会に移管し、社会教育課へ編入統合することから、今回、関係する体育施設の条文を市長から教育委員会へ改正するとのことであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、運営施設の公表方法の見直し等を行うため改正しようとするものであります。

説明によりますと、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第23条に規定する施設の重要事項の書面掲示の義務づけが、これまでの書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することになったことなど、四つの見直しを行うため改正するとのことであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号串木野高齢者福祉センター等の指定管理者の指定についてであります。

本案は、串木野高齢者福祉センター、市来高齢者福祉センター及び働く女性の家の指定管理者の更新に当たり、引き続き、社会福祉法人いちき串木野市社会福祉協議会を指定し、指定の期間を令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間としようとするものであります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第8号令和5年度いちき串木野市一般会計補正予算（第9号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,380万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億1,962万7,000円とするほか、第2条で繰越明許費の補正、第3条で債務負担行為の補正及び第4条で地方債の補正をするものであります。

それでは、まず、歳入の主なるものについて申し上げます。

10款地方交付税の普通交付税は2億3,665万4,000円の追加であります。

18款繰入金2項1目財政調整基金の繰入金1億9,842万1,000円の減額は、普通交付税との財源調整であります。

21款市債1,640万円の追加は、事業費決定に伴う起債額の増により、本年度の借入総額を6億9,653万4,000円とするものであります。

なお、今回の補正により、令和5年度末の市債残高は166億972万円の見込みで、そのうち100億7,323万5,000円、60.7%が交付税措置される見込みであります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

まず、2款総務費1項6目企画費の地域おこし協力隊事業1,196万8,000円の減額は、社会教育課の隊員が昨年6月末をもって退職し、また、新規の隊員を採用しなかったことによるものであります。

同じく3項1目戸籍住民基本台帳費の戸籍情報システム等改修事業456万円の追加は、行政のデジタル化推進に当たり、戸籍の附票に旧氏及び旧氏のふりがなの記載及び対象となる方への通知出力機能等を追加する戸籍システムをはじめとする各種システムの改修費用であります。

3款民生費2項2目児童運営費の放課後児童クラブ環境改善事業補助金100万円は、令和6年4月開所予定の羽島学童クラブに対し、事業運営に必要な備品購入等の準備経費を補助するものであります。

同じく2項2目児童運営費の保育施設等給付費1,629万4,000円の追加は、私立保育園、認定こども園等の教育・保育施設の運営にかかる費用で、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた公定価格の人件費改定に伴うものであります。

次に、第2条繰越明許費の補正は、空き家活用事業など11事業を追加して、翌年度に繰越して事業を行うものであります。

次に、第3条債務負担行為の補正は、今回議案として提案されている串木野高齢者福祉センター等など7件の指定管理について、令和6年度から令和8年度までの3年間の期間とその限度額を設定するものであります。

次に、第4条地方債の補正は、過疎対策事業債など3事業債の限度額を変更するものであります。

本案中、委員会付託分は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第3号令和5年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億7,657万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,362万9,000円とするものであります。

補正の主なる内容は、歳入において、6款繰入金で一般会計繰入金及び国民健康保険基金繰入金の減額、7款繰越金で前年度決算確定による前年度繰越金の追加であります。

歳出において、2款保険給付費で、決算見込みによる一般被保険者療養給付費の追加が主なるものであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第4号令和5年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ7,073万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億133万5,000円とするものであります。

補正の主なる内容は、歳出において、2款保険給付費1億8,934万2,000円の減額は、決算見込みによるものであります。5款基金積立金1億2,761万3,000円は、決算見込みによる介護保険基金積立金の追加であります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第3号令和5年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ361万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,055万9,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金の決算見込みによる追加であります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務厚生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○14番（原口政敏君） 1点だけ委員長にお尋ねをいたしますが、去勢手術のことは理解できます。そのうえに、飼い主のいない猫との関わり、指導、勧告、命令がございますね。飼い主がいないのに、どなたにこの命令をされるんですか。その議論をされましたか。ちょっと理解できません。

○総務厚生副委員長（西田憲智君） 今の質問の意図は、その指導、勧告、命令をどのようにするのか、誰がするのかということでしょうか。

○14番（原口政敏君） 誰に。

○総務厚生副委員長（西田憲智君） この点につきましては、要するに、飼い主のいない猫をいなくする取組をしていくわけですけれども、市が、これまでそういった規制がなかったもので、こういった規制に基づいて、そういった団体に所属しない個人で餌やりをされる方に、指導、勧告というのをしていくというふうに、委員会の中では審査をしました。

○14番（原口政敏君） ちょっと理解に苦しむんですけれどもね。飼い主がいないのに、できないと思いますよね、普通は。

実は、なぜこういうことを聞くかと申し上げますと、つい1週間ぐらい前でしたが、20匹ぐらい、私の公民館で猫を飼っていらっしゃる方が救急入院されて、もう再起不能になられたんですよ。その猫が20匹おりまして、1匹は一昨日でしたが、私の公民館でしたので、交通事故に遭って死体があるということで、従業員に処分させました。そういうときに、飼い主はいないんですよ。理解できますよね。こういうときに、誰に、この猫の指導、勧告命令をできるんですかね。

そのところをもうちょっと詳しく議論をされましたかね。

○総務厚生副委員長（西田憲智君） 回答がまずくで申し訳ございません。

この指導、勧告というものは、あくまでも、今は何の縛りもなく、餌やりを個人的にボランティアで行っていただいているんですけれども、これからは団体としてそういった餌やり活動、2名以上の団体をつくって餌やり活動をしないといけない。個人的にやる方については、団体に所属をしてもらわないといけないということで、あくまでもその飼い主に制限をかけるのではなくて、そういった餌やりを個人的にやっている方々に対して、指導、勧告をしていくということでございます。

○14番（原口政敏君） 分かりました。餌をやる方に対しての指導、勧告ですね。それを早く言ってくだされば分かったんですけれど。

だけど、委員会としては、この不妊手術よりも、もう、野良猫といいますか、いっぱいいるんですよ。これをどうにかしてほしいという議論もしてほしかったんですけれど、もうそのことは条例に出ておりませんのでお伺いしませんけれども、もし委員会でこの次こういう機会があったら、議論していただきたいと思います。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

○11番（東 育代君） 議案第2号について、もう少し。今、同僚議員のほうからも質問があったんですが、やはり野良猫に対して、誰がどこになってきたときに、野良猫に餌をやっている人が特定できればいいんですけれど、野良猫がいっぱいいて、誰が

やっているか分からない人に対しては、どのように通知していくのか。それから、指導、勧告と命令、公表となるのかと、そこら辺をもう少し議論してほしいかなと思うことと、それから、飼い主のいない猫に関しては、地域猫活動の実施ということで第8条で規定があるんですが、審査の中で、現在正式に活動している団体はないが、この条例の制定により推進していきたいということで報告がありました。

具体的にどのように推進していくのか、地域猫活動の団体は今ない中で、でもあちこちにたくさん野良猫に餌をやっている人もいる。そういう中で、誰がどのように推進していくのかということ、どのような議論がなされたのかお聞きします。

○総務厚生副委員長（西田憲智君） 今、団体がない中で、誰がどのようにその団体を推進していくのかということの質問かと思えます。

今、ボランティアで個人的にやられている方々に、それぞれ市の担当職員、これでいったら市民生活課になると思いますが、それぞれ話をさせていただいて、そういった団体、これまで個人でやられた活動を団体でなければそういったその地域猫活動という活動ができない旨を説明しながら、それぞれ地域ごとに、野良猫が、要するに飼い主のいない猫がいると思うんですけれども、そういった地域の方々の協力を仰ぎながら、この団体を、こつこつとというか、地道に増やしていきたいという旨の説明がありました。

○11番（東 育代君） あまり議論はなかったようなんですけれど、やはり、この中で地域猫活動、正式に活動している団体はない中で、じゃあ幾つかそういう団体があるということは、市のほうも認識されているというふうに受け止めていいんでしょうか。そういう団体があるから、そこに声かけして、それは市のほうが、そういう団体に話をしていくということで議論だったんでしょうか。

○総務厚生副委員長（西田憲智君） 今、議員仰せのとおり、今活動団体がありませんので、そういった今やられている方を中心に、地域猫活動団体として登録をしていただく旨の周知をしながら、この活動団体のそういった枠をどんどん広げていきたいと

いうことでもございました。

○11番（東 育代君） 最後になりますけれど、市のほうはない、まだ今そういう団体はないということであるわけですね。今からずっと見つけていく、そういう活動を市のほうでしていただくということですね。

○総務厚生副委員長（西田憲智君） 委員からもそういった意見が出まして、こういった活動団体を地道に活動を広げていくという説明でございます。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論・採決に入りますが、予算議案第8号については、2常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第2号いちき串木野市動物の愛護及び管理に関する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号いちき串木野市附属機関条例等の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号串木野高齢者福祉センター等の指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、国特予算議案第3号令和5年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第4号令和5年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特予算議案第3号令和5年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業教育委員長の報告を求めます。

〔産業教育委員長田畑和彦君登壇〕

○産業教育委員長（田畑和彦君） おはようございます。私ども産業教育委員会に付託されました令和5年度関係議案は、単行議案8件、予算議案1件の計9件であります。

去る2月22日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査結果の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第6号いちき特産品直売所の指定管理者の指定についてであります。

本案は、いちき特産品直売所の指定管理者の更新に当たり、引き続き、いちき特産品振興会を指定しようとするもので、指定の期間を令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とするものであります。

審査の中で、運営が厳しいとの説明であるが、何か活性化策等を検討しているのかと質したところ、来客者数、売上の増を図るため、現在、精肉などの販売を検討しているとの答弁であります。委員から、

市と指定管理者が連携し、来客者が少ない時期に集客を図るイベント等を実施することも検討すべきとの意見が述べられたのであります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号大里農産加工センターの指定管理者の指定についてであります。

本案は、大里農産加工センターの指定管理者の更新に当たり、引き続き、市来大里加工グループを指定しようとするもので、指定の期間を令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とするものであります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号冠嶽園の指定管理者の指定についてであります。

本案は、冠嶽園の指定管理者の更新に当たり、公募を行ったところ、1社の応募があり、選定審議会の審査の結果、引き続き有限会社坂口造園を指定しようとするもので、指定の期間を令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とするものであります。

審査の中で、施設の老朽化について質したところ、現状として非常に老朽化が進んでいる。来年度、施設の建物系個別施設計画を作成し、総合管理計画の見直しを進める中で、施設の維持・改修等について検討していくとの答弁であります。また、利用状況について質したところ、昨年度は1万5,000人の利用があり、約9割が市外である。利用者の方にはアンケートを実施しており、ロケーション、ボランティアガイドに対して好評をいただいているとの答弁であります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号串木野体育センター及び長崎鼻公園ソフトボール場の指定管理者の指定についてであります。

本案は、串木野体育センター及び長崎鼻公園ソフトボール場の指定管理者の更新に当たり、公募を行ったところ、1社の応募があり、選定審議会で審査の結果、引き続き有限会社俣木造園を指定しようとするもので、指定の期間を令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とするものであります。

審査の中で、長崎鼻公園再整備事業との兼ね合いについて質したところ、公募時の条件として、長崎鼻公園ソフトボール場については、長崎鼻公園再整備事業の進捗状況によって、施設の利用を中止し指定管理期間を変更する場合がありますと条件を付しているとの答弁であります。また、串木野体育センターの利用状況について質したところ、令和4年度の利用者は1万9,034人で、前年対比104%であるとの答弁であります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号川上運動広場の指定管理者の指定についてであります。

本案は、川上運動広場の指定管理者の更新に当たり、引き続き川上コミュニティ協議会を指定しようとするもので、指定の期間を令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とするものであります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号市来弓道場の指定管理者の指定についてであります。

本案は、市来弓道場の指定管理者の更新に当たり、引き続きいちき串木野市弓道連盟をしてしようとするもので、指定の期間を令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とするものであります。

説明によりますと、第1期の建物系個別施設計画で廃止対象となっている串木野弓道場については、今回から除外し、市で管理するとのことであります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号B&G海洋センターの指定管理者の指定についてであります。

本案は、B&G海洋センターの指定管理者の更新に当たり、公募を行ったところ、1社の応募があり、選定審議会で審査の結果、引き続き、株式会社日本水泳振興会を指定しようとするもので、指定の期間を令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とするものであります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号いちき串木野市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、酔之尾東団地の空室利用促進策として、

4階及び5階の入居要件に社宅等の利用を追加するため改正しようとするものであります。

説明によりますと、社宅等として使用する場合、入居申込は市内法人、入居資格は市内法人の従業員など。家賃は4階1万7,300円、5階1万6,700円。借主の法人については入居者に対する生活支援を行うことを条件とするとのことであります。

審査の中で、社宅等として利用する場合の公民館加入義務化について質したところ、公民館未加入者が増加した場合、公民館活動に支障をきたす可能性があるため、今回、入居者要件を変更するに当たり、公民館加入を義務化するとの答弁であります。

また、子育て世帯の家賃が社宅等より高くなることはないかと質したところ、子育て世帯の家賃は収入と入居階数により決定するため、高くなる場合がある。社宅等の家賃は、市の市民所得推計に基づく平均所得額約230万円を基準とし設定しているとの答弁であります。

委員から、子育て世帯について、収入と入居階数による家賃設定の見直しを考えてもよいのではないかと意見が述べられたものであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第8号令和5年度いちき串木野市一般会計補正予算（第9号）中、委員会付託分についてであります。

それでは、歳出の主なものについて申し上げます。

6款農林水産業費1項8目土地改良事業費多面的機能支払交付金194万7,000円の減額は、事業費決定に伴うものであります。

同じく2項2目林業振興費有害鳥獣捕獲事業補助金495万9,000円及び鳥獣被害対策実践事業補助金250万5,000円の追加は、農作物鳥獣被害防止のため、鳥獣捕獲頭数の増に伴うものであります。

審査の中で、農作物への被害はどの程度と推測しているか質したところ、農業共済に申告されている被害額としては、おおむね年間700万円程度であり、水稻、果樹を中心とした被害が出ているとの答弁であります。

同じく3項4目漁港建設費串木野漁港広域漁港整

備事業負担金272万円の追加、戸崎漁港地域水産基盤整備事業負担金200万円の減額は、事業費決定による県営事業負担金であります。

7款商工費1項2目商工振興費地域間幹線系統確保維持費補助金443万7,000円及び地方バス市内路線維持費補助金1,128万円の計上は、路線バス運行に対する補助金であります。

説明によりますと、いずれも令和4年10月1日から令和5年9月30日、1年間の運行に対する補助金とのことであります。

8款土木費2項2目道路新設改良費地方特定道路整備事業負担金200万円の計上、同じく3項2目砂防費県単砂防事業負担金210万円の計上、同じく4項1目港湾建設費串木野新港改修統合補助事業負担金200万円の追加、同じく5項3目街路事業費県施行街路事業負担金100万円の計上は、いずれも県事業に対する負担金であります。

10款教育費6項1目保健体育総務費全国・九州大会出場補助金62万円の追加は、対象件数の増に伴う補助金であります。

本案は、付託分について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業教育委員会に付託されました案件について、審査結果の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから産業教育委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

まず、議案第6号いちき特産品直売所の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第7号大里農産加工センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第8号冠嶽園の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第9号串木野体育センター及び長崎鼻公園ソフトボール場の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第10号川上運動広場の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第11号市来弓道場の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第12号B&G海洋センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第13号いちき串木野市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、保留いたしておりました予算議案第8号について、討論・採決に入ります。

予算議案第8号令和5年度いちき串木野市一般会計補正予算（第9号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する2常任委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、2常任委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第17～日程第35

議案第14号～下水道予算議案第1号一括上程

○議長（中里純人君） 次に、日程第17、議案第14号から日程第35、下水道予算議案第1号までを一括して議題とします。

これから質疑に入ります。

まず、議案第14号いちき串木野市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号いちき串木野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号いちき串木野市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号いちき串木野市重度心身障害者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号市道の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号いちき串木野市漁港管理条例及びいちき串木野市串木野フィッシャリーナ浮き桟橋条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号いちき串木野市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第1号令和6年度いちき串木野市一般会計予算について、質疑はありませんか。

○15番（福田清宏君） 予算議案の105ページ、106ページの歳出、8款土木費5項都市建設費5目公園事業費12節委託料のうち、長崎鼻公園再整備事業に係る調査設計委託料2,068万円とエリアマネジメント業務委託料362万円、合わせて2,430万円について伺います。

私は、一般質問等を通して、遊具が少ないかもめ公園の利用者が多いのは、飲み水、東屋、トイレ等に加えて、ソフトボール場があるからだとしり上げ、廃止解体されるという長崎鼻公園ソフトボール場を長崎鼻公園再整備事業の区域から外すようにお願いしてまいっておりますが、この長崎鼻公園再整備事業の区域に長崎鼻公園ソフトボール場の廃止解体は含まれたままですか、お伺いをいたします。

○都市建設課長（吉見和幸君） 現在のところ、区域の中にソフトボール場は含まれている状況でございます。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、国特予算議案第1号令和6年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、介特予算議案第1号令和6年度いちき串木野市介護保険特別会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、後特予算議案第1号令和6年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、水道予算議案第1号令和6年度いちき串木野市水道事業会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、下水道予算議案第1号令和6年度いちき串木野市下水道事業会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっている議案のうち、予算議案第1号から下水道予算議案第1号については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、予算議案第1号から下水道予算議案第1号については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ただいま議題となっている予算議案第1号から下水道予算議案第1号を除く議案の付託については一時保留いたしますので、御了承願います。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時09分

○議長（中里純人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会を開催し、予算審査特別委員会委員長に松崎幹夫議員が、副委員長に西田憲智議員が選任されましたので、報告いたします。

先ほど議案の付託について保留いたしておりましたが、ただいま議題となっております議案については、お手元に配付しました議案の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（中里純人君） 本日はこれで散会します。
散会 午前11時10分